【名取市税よもやまばなし・第 37 回】

今回は、**【特別徴収】**のお話です。

タックス君： 僕の住民税は毎月の給料から天引きだったはずだけど、会社を退職したら住民税の納付書が家に届いたんだ。なぜだろう？

税子さん： それは、会社を退職したからなの。
住民税は給与天引きの場合だと 1 年間の税額を毎年 6 月から翌年 5 月まで 12 回に分けて天引きすることになっているの。退職すると天引きができなくなるから、納付書が本人のもとに届いたのね。

タックス君： へーそうなんだ。会社を退職した人は全員が僕のように納付書を使って自分で納付しなくてはいけないの？

税子さん： 次の①か②に当てはまる場合は、自分で納付書を使って納める必要はないわね。
① 退職するときに、支給される最後の給料や退職金などからまとめて差し引いて納める方法（一括徴収）を選択する場合
② 退職する時点で新しい勤務先が既に決まっており、新しい勤務先で残りの住民税を引き続き給与から天引きすることを選択する場合

タックス君： そういえば、退職した後、住民税の手続きを何もしていないけど、何か手続きが必要だったのかな？

税子さん： 退職した場合は、給与支払者が市町村に異動届出書を提出することになっているの。だから、タックス君が特に手続きをする必要はないわ。
退職後の住民税の納付がどうなるのか、あらかじめ会社に聞いておくと、安心ね。

タックス君： そうか、そういうことだったんだね。

このページに関するお問い合わせ先

問 名取市総務部税務課市民税係
電話　022-724-7114